

受 番	験 号	
--------	--------	--

試験日： 令和8年3月25日

## 一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

---

受験者の氏名

---

**（注意事項）**

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1

**【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）**

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。また、当該規定により運行管理者を選任しようとするときは、あらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

( )

問題 2

**【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理規程）**

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

( )

問題 3

**【道路運送法】（自動車に関する表示）**

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、荷主の氏名、名称又は記号その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

( )

問題 4

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合には、その旨を当該一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、遅滞なく届け出なければならない。

( )

問題 5

【道路運送車両法】（自動車車検証の備付け等）

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

( )

問題 6

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が七トン以上かつ最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

( )

問題 7

【貨物自動車運送事業法】（定義）

この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、自己又は他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

( )

問題 8

【道路運送法】（定義）

この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業をいう。

( )

問題 9

【道路運送車両法】（定義）

この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、道路運送車両法に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

( )

問題 1 0

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者）

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について、法令で定められる事項を遵守しなければならないが、第9条に規定する運行記録計を管理し、及びその記録を保存することは運転者の業務に含まれない。

( )

問題 1 1

【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）

一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更するときは、あらかじめ、運賃料金設定（変更）届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。

( )

問題 1 2

【貨物自動車運送事業法】（事業計画）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が事業計画に違反していると認めるときは、当該運行管理者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

( )

問題 1 3

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、十人以上の負傷者を生じた事故があつたときは、電話、その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

( )

問題 1 4

【道路運送車両法】（選任届）

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任するときは、あらかじめ地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

( )

問題 1 5

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点検等のための施設）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

( )

問題 1 6

【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、当該運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する当該運送の指示をしなければならない。

( )

問題 1 7

【労働基準法】（定義）

この法律で「使用者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

( )

問題 1 8

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行指示書による指示等）

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第七条第三項に規定する業務を含む運行ごとに運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

( )

問題 1 9

【労働基準法】（作成及び届出の義務）

常時五人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。

( )

問題 2 0

【道路運送法】（有償旅客運送の禁止）

貨物自動車運送事業を営業者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りではない。

( )

問題 2 1

- 【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）  
貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項の事業実績報告書は、事業概況報告書（第一号様式）並びに貸借対照表、損益計算書及び次に掲げる財務計算に関する明細表とする。
- 1 一般貨物自動車運送事業損益明細表（第二号様式）
  - 2 一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第三号様式）

( )

問題 2 2

- 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）  
使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者を使用する場合、運転時間は、二日（始業時刻から起算して四十八時間をいう。）を平均し一日当たり九時間、二週間を平均し一週間当たり六十三時間を超えないものとする。

( )

問題 2 3

- 【貨物自動車運送事業法】（許可の申請）  
一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

( )

問題 2 4

- 【労働安全衛生法】（事業者の講ずべき措置等）  
事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

( )

問題 2 5

- 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】  
この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

( )

II. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【自動車事故報告規則】（定義）

事業者が、届出しなければならない事故として自動車事故報告規則に定められている事項について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 荷物をき損・破損させたもの
- ② 死者又は重傷者を生じたもの
- ③ 自動車が踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの

( )

問題 2 7

【貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画の変更の届出）

貨物自動車運送事業法第九条第三項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更として誤っているものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ② 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- ③ 主たる事務所の名称及び位置の変更

( )

問題 2 8

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模）

一般貨物自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならないが、国土交通省令として定める規模として正しいものを①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が百両
- ② 事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が二百両
- ③ 事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が三百両

( )

問題 29

【貨物自動車運送事業法】（事業改善の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し命ずることができる事項について誤っているものはどれか。①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること
- ② 自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること
- ③ 業務を執行する常勤の役員を変更すること

( )

問題 30

【道路交通法】（運転者の遵守事項）

車両等の運転者が、守らなければならない事項として誤っているものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること
- ② 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、必ず警音器を鳴らし、徐行すること
- ③ 乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行う等当該車両等に乗車している者の転落又は積載している物の転落若しくは飛散を防ぐため必要な措置を講ずること

( )

受 番	験 号	
--------	--------	--

試験日： 令和8年3月25日

## 一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

### 問題 1

【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。また、当該規定により運行管理者を選任しようとするときは、あらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

【貨物自動車運送事業法】（ ）

**第16条第1項、第3項**

**誤：選任しようとするときは、あらかじめ**

**正：選任したときは、遅滞なく**

### 問題 2

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理規程）

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（ ）

**第21条**

### 問題 3

【道路運送法】（自動車に関する表示）

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、荷主の氏名、名称又は記号その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

【道路運送法】（ ）

**第95条**

**誤：荷主**

**正：使用者**

問題 4

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）  
一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合には、その旨を当該一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、遅滞なく届け出なければならない。

【貨物自動車運送事業法施行規則】 (  )

**第44条**

問題 5

【道路運送車両法】（自動車車検証の備付け等）  
自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

【道路運送車両法】 (  )

**第66条**

問題 6

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行記録計による記録）  
一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が七トン以上かつ最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (  )

**第9条**

**誤:七トン以上かつ…**

**正:七トン以上又は…**

問題 7

【貨物自動車運送事業法】（定義）  
この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、自己又は他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

【貨物自動車運送事業法】 (  )

**第2条第2項**

**誤:自己又は他人の需要に応じ**

**正:他人の需要に応じ**

問題 8

【道路運送法】（定義）  
この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業をいう。

【道路運送法】 (  )

**第2条**

**誤:貨物自動車利用運送事業**

**正:貨物自動車運送事業**

問題 9

【道路運送車両法】（定義）  
この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、道路運送車両法に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

【道路運送車両法】 (  )

**第2条**

問題 1 0

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者）

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について、法令で定められる事項を遵守しなければならないが、第9条に規定する運行記録計を管理し、及びその記録を保存することは運転者の業務に含まれない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (  )

**第17条**

問題 1 1

【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）

一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更するときは、あらかじめ、運賃料金設定（変更）届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。

【貨物自動車運送事業報告規則】 (  )

**第2条の2**

**誤: 「変更するときは、あらかじめ」**

**正: 「変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に」**

**貨物軽自動車運送事業については、運輸支局長に提出。**

問題 1 2

【貨物自動車運送事業法】（事業計画）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が事業計画に違反していると認めるときは、当該運行管理者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

【貨物自動車運送事業法】 (  )

**第8条第2項**

**誤: 運行管理者に対し**

**正: 一般貨物自動車運送事業者に対し**

問題 1 3

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、十人以上の負傷者を生じた事故があったときは、電話、その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

【自動車事故報告規則】 (  )

**第4条**

問題 1 4

【道路運送車両法】（選任届）

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任するときは、あらかじめ地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

【道路運送車両法】 (  )

**第52条**

**誤: 選任するときは、あらかじめ**

**正: 選任したときは、その日から十五日以内に、**

問題 1 5

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点検等のための施設）  
貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (  )

**第3条の4**

問題 1 6

【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全）  
一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、当該運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する当該運送の指示をしなければならない。

【貨物自動車運送事業法】 (  )

**第15条第3項**

**誤: 指示をしなければならない。**  
**正: 指示をしてはならない。**

問題 1 7

【労働基準法】（定義）  
この法律で「使用者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

【労働基準法】 (  )

**第9条**

**誤: 使用者**  
**正: 労働者**

問題 1 8

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行指示書による指示等）  
一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第七条第三項に規定する業務を含む運行ごとに運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (  )

**第9条の3**

問題 1 9

【労働基準法】（作成及び届出の義務）  
常時五人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。

【労働基準法】 (  )

**第89条**

**誤: 五人**  
**正: 十人**

問題 2 0

【道路運送法】（有償旅客運送の禁止）  
貨物自動車運送事業を営業者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りではない。

【道路運送法】 (  )

**第83条**

問題 2 1

【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）  
貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項の事業実績報告書は、事業概況報告書（第一号様式）並びに貸借対照表、損益計算書及び次に掲げる財務計算に関する明細表とする。

- 1 一般貨物自動車運送事業損益明細表（第二号様式）
- 2 一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第三号様式）

【貨物自動車運送事業報告規則】 ( × )

**第2条**

**誤: 事業実績報告書**  
**正: 事業報告書**

問題 2 2

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者を使用する場合、運転時間は、二日（始業時刻から起算して四十八時間をいう。）を平均し一日当たり九時間、二週間を平均し一週間当たり六十三時間を超えないものとする。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】 ( × )

**第4条第1項第6号**

**誤: 六十三時間**  
**正: 四十四時間**

問題 2 3

【貨物自動車運送事業法】（許可の申請）

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

【貨物自動車運送事業法】 ( × )

**第4条**

**誤: (代表者の)及び住所**

問題 2 4

【労働安全衛生法】（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

【労働安全衛生法】 ( × )

**第23条**

**誤: 輸送の安全を確保するために**  
**正: 労働者の健康、風紀及び生命の保持のため**

問題 2 5

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】 ( ○ )

**第1条**

II. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【自動車事故報告規則】（定義）

事業者が、届出しなければならない事故として自動車事故報告規則に定められている事項について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 荷物をき損・破損させたもの
- ② 死者又は重傷者を生じたもの
- ③ 自動車が踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの

【自動車事故報告規則】 ( ① )

**第2条**

問題 2 7

【貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画の変更の届出）

貨物自動車運送事業法第九条第三項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更として誤っているものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ② 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- ③ 主たる事務所の名称及び位置の変更

【貨物自動車運送事業法施行規則】 ( ② )

**第7条**

問題 2 8

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模）

一般貨物自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならないが、国土交通省令として定める規模として正しいものを①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が百両
- ② 事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が二百両
- ③ 事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が三百両

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ( ② )

**第2条の3**

問題 29

【貨物自動車運送事業法】（事業改善の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し命ずることができる事項について誤っているものはどれか。①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること
- ② 自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること
- ③ 業務を執行する常勤の役員を変更すること

【貨物自動車運送事業法】

（ ③ ）

第27条

問題 30

【道路交通法】（運転者の遵守事項）

車両等の運転者が、守らなければならない事項として誤っているものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること
- ② 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、必ず警音器を鳴らし、徐行すること
- ③ 乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行う等当該車両等に乗車している者の転落又は積載している物の転落若しくは飛散を防ぐため必要な措置を講ずること

【道路交通法】

（ ② ）

第71条

貨物自動車運送事業法令試験実施結果

関東運輸局

	受験者数	合格者数
令和8年3月	115	75

65.22%